

ガス小売供給約款新旧対照表

2026年8月1日

常磐共同ガス株式会社

旧	内容	新
付 則 1. この最終保障約款の実施期日 この最終保障約款は、2 0 1 9 年 1 0 月 1 日から実施いたします。 3 6. 供給停止 （1）当社は、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。 なお、①、②及び③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給停止を予告する日と供給を停止する日との間に 1 5 日間及び 5 日間（休日を含みます。）の日数をおいて少なくとも 2 回予告いたします。 ③ この小売約款に基づいてお支払いを求めた料金以外の債務について、お支払いがない場合 ⑥ その他この小売約款に違反し、その旨を警告しても改めない場合 （2）当社（導管部門）は、お客さまが次に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社（導管部門）が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。 ① クーリング・オフによりガス使用契約が解約される等の事由でガス小売供給に係る無契約状態となり、当社（導管部門）がお知らせする供給を停止する日までにお客さまが新たなガス小売供給契約（最終保障供給契約を含みます。）を締結しなかった場合	変更 この最終保障約款は、2 0 2 6 年 8 月 1 日から実施いたします。 追加 3 6. 供給停止 （1）当社は、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。 なお、①、②及び③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給停止を予告する日と供給を停止する日との間に 1 5 日間程度及び 5 日間程度（休日を含みます。）の日数をおいて少なくとも 2 回予告いたします。 ③ この小売約款に基づいてお支払いを求めた料金以外の債務について、お支払いがない場合 ⑥ その他この小売約款に違反し、その旨を警告しても改めない場合 （2）当社（導管部門）は、お客さまが次に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社（導管部門）が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。 ① クーリング・オフによりガス使用契約が解約される等の事由でガス小売供給に係る無契約状態となり、当社（導管部門）がお知らせする供給を停止する日までにお客さまが新たなガス小売供給契約（最終保障供給契約を含みます。）を締結しなかった場合	